

平成30年度国立大学法人東京医科歯科大学年度計画



国立大学法人

東京医科歯科大学

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

○アドミッションポリシーに関する計画

【1】 本学の教育理念である「幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の涵養」・「自己問題提起、自己問題解決型の創造力豊かな人材の養成」・「国際感覚と国際競争力に優れる人材の養成」に合致し、高い研究指向と国際的視野を備えた意欲ある優秀な学生を確保するため、アドミッションオフィスを設置し、入学試験方法・内容の不断の見直しと広報活動および高大連携の強化を行う。また、学士・修士・博士課程アドミッションポリシーについてもIR機能を活用し、不断の見直しを行う。

- ・ 【1-1】 本学の教育理念に合致した高い研究指向と国際的視野を備えた意欲ある優秀な学生を確保するため、統合教育機構内アドミッション部門を中心として、入学者の追跡調査を行い、引き続きデータを蓄積する。
さらに、平成29年度に策定した入試広報の今後の方向性（「多様な学生を選抜するため、関東近辺の出願実績のある高校に加えて、地方の高校からの出願者数の増加を目指す」）に従い、入試広報を行うとともに、地方の高校からの出願者数により、入試広報の成果を検証する。
また、学士課程について、特別選抜などアドミッションポリシーに即した人材の選抜を実施するとともに、アドミッション・ポリシーの見直しを行う。
大学院課程については、前年度に行われたディプロマポリシーとカリキュラムポリシーの見直しを踏まえて、アドミッションポリシーを策定する。

○教育課程、教育方法に関する計画

【学士課程】

【2】 1年次から高学年次まで教養教育と学部専門教育との有機的連携を促進し、教養総合講座や主題別教育の見直しや拡充等により医療人としての倫理教育も含めた教養教育を充実させる。

- ・ 【2-1】 統合教育機構教養教育チームを中心として、平成29年度から教養部に導入された新カリキュラムについて、その検証を踏まえた更なる改善を行うとともに、教養教育と学部教育の連携も視野に入れたカリキュラムポリシーに即した教育内容となっているかを検証する。
具体的には、学部の意見を聴取しながら、「サイエンスPBL入門」、自然科学系新カリキュラム、人文社会科学科目等における英語による授業の導入など、教養部の新カリキュラムの検証・改善を行う。
さらに、湯島地区で実施している教養教育である、医学科・歯学科対象の「生命科学基礎」及び歯学科2年次対象の「連携教育」についても、専門教育との関連で教育内容の見直しを行う。
加えて、学部の意見を聴取しながら、医学教育コア・カリキュラムで設定されている「行動科学」の一部について、教養教育において導入を検討する。

【3】 授業への主体的な参加を促すため、一方向的な講義形式の授業を減らし、学士課程科目（教養教育および臨床前教育）のうちアクティブラーニングを授業に盛り込んだ授業科目の割合を100%に向上させる。また、反転授業も含めた自主学習のための教材、機材、スペース等の環境を整え、教員が広くそれらを活用できるようにサポートする。教養総合講座の他、語学、自由選択科目、主題別選択等の授業の少人数化を行い、英語による討論も取り入れる。

- ・ 【3-1】 平成28年度に策定した学士課程科目（教養教育及び臨床前教育）におけるアクティブラーニングの年度毎の段階的な導入計画に基づき、アクティブラーニングを盛り込んだ授業科目の割合を前年度より向上させるとともに、引き続き、学生の授業外学習時間の変化を確認する。
また、統合教育機構教育技法開発チームを中心に、教材作成支援、アクティブラーニングの実施支援を推進する。
加えて、反転授業も含めた自主学習のための機材、スペース等の環境整備について検討を行い、必要機材を導入する。
その他、少人数授業を中心に、学生からのフィードバックを重視した授業を展開し、アクティブラーニングの内容を充実させる。
さらに、英語による討論の導入拡大について検討を行う。

【4】 国際性と指導力を備えた人材育成の強化のために、学士課程において、人文社会科学系科目を中心に英語と日本語による二ヶ国語履修化を導入し、外国語による授業科目数を平成33年度までに24科目に拡充する。また、海外留学経験の機会を拡大充実するために、海外教育研究協力拠点および大学間協定の締結校を戦略的に増加させ、留学への動機づけ、留学前準備教育も充実させる。さらに、学年混合型の授業を導入し、上の学年が下の学年を指導する機会を与えるなど、学生の指導力を養う場を設ける。

- ・ 【4-1】 学士課程における外国語による授業科目数について、平成31年度までに20科目以上とする目標（教養科目11科目以上、HSLP9科目）に向けて、引き続き、外国語による授業科目数を拡充するとともに、「グローバル教養科目」群及び「Japanese Culture and Society」等の授業内容について、前年度実施した学生アンケートを参考に、授業内容の見直しについて検討する。
また、海外拠点事業の拡大充実資する取組を行うとともに、「国際交流協定チーム」が部局と連携しながら協定締結に至るプロセスを支援することで、海外留学経験の機会の拡大充実を行う。
加えて、「留学への動機づけ」及び「留学前準備教育」の改善・充実を行う。
さらに、学年混合型の授業（上の学年が下の学年を指導する機会）の充実に向けた検討を行う。

【5】 医学系・歯学系全ての多職種間の融合教育をPBL（Problem-based learning 問題基盤型学習）、臨床実習に取り入れる等、医療系総合大学の特性を活かした連携融合教育を推進する。
また、総合的な臨床推論能力・診断能力修得のための教育を強化し、探究心をもって診療に取り組むとともに、地域でのプライマリ・ケアを含めた地域包括医療にも貢献できる人材を育成する。さらに、学士課程と大学院課程のカリキュラムの連携性を高める。

- ・ 【5-1】 引き続き連携融合教育をPBL、臨床実習等に取り入れるための取組を推進するとともに、連携融合教育、臨床推論能力・診断能力修得のための教育強化及び地域包括医療に貢献できる人材の育成教育について、改善計画に基づき取組を実施する。
また、基礎研究者養成の観点から、学士課程と大学院課程のカリキュラムの連携性を高めるための計画に基づき取組を実施する。

【大学院課程】

【6】 研究科内、研究科間、海外教育・研究機関を含めた他の教育・研究施設間など、様々なレベルにおける連携教育を推進するとともに、大学院における教養教育のポリシーをより具体化させ、生命倫理研究センターやWeb教育を活用した生命倫理教育の強化等を行うことにより内容を充実させる。

- ・ 【6-1】 ジョイントディグリープログラム等における連携教育を強化するとともに、各研究科間及び附置研究所・センター、連携大学院や関連する公的機関・企業・研究施設等と連携した大学院教育に係る取組を実施する。
また、大学院における教養教育のポリシーに基づき、生命倫理教育の強化を行うために、生命倫理研究センター等を活用した研究倫理講習会等の定期講習会の開催や、WEB教育を活用した生命倫理教育のカリキュラム化を進める。

【7】 各専攻のカリキュラムに、外国語によるコミュニケーション能力の向上を目指した施策を盛り込むとともに、コースの増設および日本語コースからの切り替えにより英語のみで卒業できるコースを平成33年度までに7コースに増加させる。
また、新たな国際社会人大学院コースの設置により、国際社会人大学院コース修了生のうち外国の大学等で教育に携わる者の占める割合を60%以上の水準にする。
その他、看護キャリアパスウェイ教育研究センターによる大学院進学支援等の取組により、同センターの大学院進学支援プログラム修了生のうち大学院進学者の占める割合を60%以上の水準にする。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ **【7-1】** 現行カリキュラムポリシー（カリキュラム）及びアドミッションポリシーの修正案の導入計画を実行する。
併せて、英語のみで卒業できるコースについて、既存のコースを継続・発展させるとともに、平成30年度より新たに開設するグローバルヘルスリーダー養成コース及び国際社会人大学院コースを運営する。
その他、看護キャリアパスウェイ教育研究センターにおいては、引き続き大学院進学支援に係る取組を行い、前年度に続き大学院進学者を増加させる。

【8】 既存の教育研究組織を見直して、健康科学領域の先進的な教育研究を担当する新たな研究科を平成30年度に設置するとともに、当該研究科に集学的アプローチで学習するグローバルヘルスリーダー養成コース（仮称）を開設するなどして、将来のグローバルヘルス領域を担う人材育成を行う。その成果として、同コース修了者のうち、統合的先制医歯保健学に関連する機関への就職者・進学者の占める割合を60%以上の水準にするとともに、統合的先制医歯保健学関連の英語論文数及び国際共著論文数を現行の1.5倍に向上させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ **【8-1】** 保健衛生学研究科生体検査科学専攻を統合した新たな医歯学総合研究科を設置する。
また、グローバルヘルスリーダー養成コースの修士課程を開設する。さらに、平成32年度に当該コースの博士課程版であるグローバルヘルスプロフェッショナルコースを開設するための検討・準備を行う。
その他、統合的先制医歯保健学関連の英語論文数及び外国の大学や研究機関等との共著論文数について、数値目標を達成するための向上策の検討を行う。

○教育の成果・効果の検証に関する計画

【9】 入学前から卒業後までの学生に関するデータを一括して管理、分析する部署を設置し、個人情報管理を徹底しつつ教学に関するIR機能を強化する。
また、学部・大学院の教育活動に関して、IR機能を強化して全学的な体制のもとで自己点検評価および外部評価を実施し、その結果を教育システムの改善に反映させるほか、海外の教育プログラムを調査し、各専攻の教育プログラムの改善に反映させる。

- ・ 【9-1】 統合教育機構IRチームを中心に、入学前から卒業後までの学生に関するデータを一括して管理するなど、個人情報管理を徹底しつつ、教学に関するIR機能の強化に資する取組を行う。また、これらを活用して、学生に関するデータを分析する。
併せて、教学IRに係るシステムと全学IRシステム等とのデータ連携を強化するとともに、自己点検評価の一環として分析情報を活用した教員評価を実現するため、「教員活動実績基礎資料」の精度を高め、教員評価に活用することを目指し、公平・公正な評価制度を構築する。
さらに、国際的通用性と質保証の観点から、多様かつ多段階からなる教育の成果・効果の検証を行うことを念頭に、分析情報を活用した教育活動に関する部局単位での自己点検評価及び外部評価についても実施準備を行う。
その他、平成28年度に実施した海外の教育プログラムの調査結果を、各専攻の教育プログラムの改善に有効に反映させるための検討を継続する。

○成績評価に関する計画

【10】 制定・公開されている学位授与の方針（ディプロマポリシー）に基づき、学士課程卒業時および大学院課程修了時に要求される医療人としての専門的能力の基準を具体的に設定して、より厳正・適正な学位審査を実施する。

- ・ 【10-1】 学士課程のコンピテンシーについて、平成28年度に見直した内容に沿った運用を行いながら更なる改善を行うとともに、その客観的評価及びそれに基づく学位授与判定の基準設定が適切であったかの分析を行う。
大学院課程については、課程修了時に要求される専門的能力の具体的基準について引き続き検討する。
その他、国際的汎用性を意識したより厳正・適正な学位審査について、前年度策定した改善計画を実施する。

【11】 定期試験に筆記試験以外の方法も積極的に取り入れて、学生の知識、思考力、技術、意欲、適性等を多面的、総合的に評価するとともに、GPAの成績分布について、国内外の教育機関における状況も調査し、国際通用性の高い成績評価を行う。

- ・ 【11-1】 定期試験における筆記試験以外の評価方法を積極的に導入するなど、学生の知識、思考力、技術、意欲、適性等を多面的、総合的に評価する取組を拡大充実させる。
また、国際的汎用性のある成績評価を行うため、GPAの分布に係る国内外の教育機関における状況調査も活用するうえ、現在の成績評価のあり方の見直しについて検討する。
併せて、各科目シラバスの到達目標・評価方法について、改訂を行う。
その他、前年度入学者に対して実施した「思考力・判断力・表現力」テスト（GPS-Academic）を、入試成績及び入学後の成績と照合しながら分析する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○教員の配置に関する計画

【12】 教育に関して客観性の高いIR機能による教員評価体制を構築するとともに、様々な教育技法の修得、教材作成技術の向上、講義のための英語力向上等を目的に、能力や属性に応じた教員研修やキャリア教育を実施する。

また、学長のリーダーシップのもと、女性・若手を積極的に採用するとともに、グローバル化に対応するため、外国人教員等（外国人および外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員）の登用を推進する。

・ 【12-1】 大学IR情報のデータの収集・蓄積を行い、引き続き教員評価のために必要な評価要素（データ）を特定する。また、分析情報を活用した教員評価を実現するため、「教員活動実績基礎資料」の精度を高め、公平・公正な評価制度を構築する。加えて、IR情報を教育システムの改善（充実）についても引き続き検討を進める。

さらに、様々な教育技法の修得、教材作成技術の向上、講義のための英語力向上等を目的とした能力や属性に応じた教員研修・キャリア教育等について、実施方針に基づき研修を実施するとともに、研修方法・内容等の更なる見直しを行う。

また、女性、若手、外国人教員等（外国人及び外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員）の登用を推進し、平成31年度までに各教員の割合を向上させるため、様々な環境整備等を検討・実施する。

○教育環境の整備に関する計画

【13】 社会人も含めた学生にとって学びやすい環境整備のため、図書館の充実、多様なメディアを活用した教育体制の充実、シミュレーション教育の充実を推進するとともに、IR機能を活用して専攻ごとにこれまでのカリキュラムの教育効果の検証を行い、教育効果が高く学生が留学しやすい新カリキュラムを構築する。また、四大学連合や大学院連携事業等を活用し大学の枠を越えて、テレビ会議システム等を利用した連携授業や図書館等の共同利用を行うなど、教育研究資源を有効活用する。

・ 【13-1】 統合教育機構を中心に、多様なメディアを活用した教材作成、シミュレーション教育、テレビ会議システム等を利用した連携授業の支援に係る取組を実施するとともに、その効果等を検証する。

また、統合情報機構を中心に、図書館の充実を推進するとともに、四大学連合等他の教育・研究機関の学生や教職員へのサービスを継続し、本学図書館内にある情報研究資源の有効活用に資する環境を整備する。

さらに、新たな大学間協定等により海外での学習機会を創設するとともに、海外拠点を利用したカリキュラムの策定について、引き続き検討する。

加えて、IR機能や学生による評価機能を活用して、専攻ごとにこれまでのカリキュラムの教育効果を検証し、教育効果が高く学生が留学しやすい新カリキュラムの構築に向けた取組を行う。

○教育環境の整備に関する計画

【14】 統合教育機構（仮称）のリーダーシップのもと、部局ごとに教育業績評価体制やカリキュラム改善体制を充実させ、外部評価を含めたPDCAサイクルの体制をさらに機能させる。また、教員の教育能力の向上のため、医療系総合大学の教職員に特化したFD（Faculty Development）を開発し、実施する。

- ・【14-1】 統合教育機構において、各部局の教育業績評価やカリキュラムについて、前年度行った改善点の抽出等を踏まえた改善を行う。
また、医療系総合大学の学士課程・大学院課程の教員の教育能力向上及び教材作成のための研修等を実施する。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学習支援に関する計画

【15】 学部生対象の学務システムと大学院生対象の修学システムを統合するとともに、健康管理システム等との連携を密にして、学生のトータルライフケアを推進する。また、教学に関するIR機能を充実・強化することにより、入学前から在学中、卒業後までの学生に関する様々なデータ（健康状況を含む）を集約、統合、分析、管理して、教育の場に還元できる体制を構築する。

- ・【15-1】 学務システムについて、引き続き健康管理システム等との連携を強化するとともに、学生の修学情報等を大学IR情報として蓄積し、同システムやデータ等を検証のうえ、改善点の抽出等を行うなど、学生のトータルライフケアの推進に資する取組を行う。
また、入学前から在学中、卒業後までの学生に関する様々なデータ（健康状況を含む）を集約する体制を整備し、必要となるデータの選定、収集、統合、分析、管理等を行う。

○生活支援に関する計画

【16】 学生の日常生活・心身の健康・各種ハラスメントに関する相談、経済的支援、障がい学生支援、就職支援等、学生生活支援のさらなる充実を推進する。特に、就職支援については、就職希望の多い医療系企業に関する情報提供の拡充を行うなど就職支援を充実させる。

- ・【16-1】 学生の生活支援については、平成31年度に学生生活実態調査（学部生）を実施することを念頭に、実態やニーズが浮き彫りになるような質問項目を検討する。
経済的支援については、奨学金の新たな仕組みの実施に向けた取組を行う。
障がい学生支援については、支援充実のため、前年度までの支援例や他大学の事例等を収集し、支援効果についての検討を開始する。
就職支援については、「就職ガイダンス」、「学内業界研究会」、「その他実践講座」等を、その効果等の検証結果等をも踏まえ、拡充させて実施する。特に、医療系企業に関する情報提供の拡充を行う。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

○入学者選抜の改善に関する計画

【17】 国際バカロレアディプロマ資格者入学枠の導入の検討を進めるとともに、学士、修士、博士課程入学試験において TOEFL などの民間の英語資格・検定試験を導入する。アドミッションポリシーに相応しい学生を早期に獲得するための推薦入試を全学部において実施する。

また、アドミッションオフィスを設置するなどアドミッション部門を強化し、入学者選抜制度等に関わる研究開発や教員研修、入試広報等を積極的に推進する。

- ・ 【17-1】 学士課程については、アドミッションポリシーに基づき、多様な人材を多面的な評価で受け入れるための特別入試（推薦入試・国際バカロレア入試・帰国生入試）の実施状況を検証する。

また、平成33年度入試（平成32年度実施）から実施予定の「一般選抜」について、具体的方法の検討を開始し、予告を公表する。

大学院課程においては、大学院入試において、TOEFLの合格基準点を見直す。

また、統合教育機構アドミッションチームを中心に、入試広報、高大接続、入学者選抜方法に関する調査と検討を継続する。

【18】 人材育成および学際領域、複合領域の研究教育の更なる推進を目的として本学、東京外国語大学、東京工業大学、一橋大学により構成される四大学連合を活用した大学個別試験、本学および四大学連合内での卒業後の優先的な学士編入学制度、医歯学基礎研究者養成のための学士コースの検討を開始する。

- ・ 【18-1】 東京外国語大学と連携した入学試験に関する取組について、面接員相互派遣を試行する。さらに、東京外国語大学と共に文理融合問題についてのサンプル問題の試作を行うなど、平成31年度試行に向けた準備を行う。

また、学内及び四大学連合内での優先的な学士編入学を含めて、学士編入学制度・転学科制度の改善に向けた制度の見直し・検討を継続するとともに、四大学連合等を活用した大学個別試験、医歯学基礎研究者養成のための学士コースについての検討を継続する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究水準に関する計画

【19】 本学の強みである研究領域の強化を加速化し、国際的な最先端研究拠点を形成するとともに、国内外の優れた研究機関との積極的な研究連携を行い、世界最高水準の最先端研究ネットワークを構築する。その成果として、医歯工連携関連国際共著論文数を現行の1.5倍に向上させる。

- ・【19-1】 前年度に設置した「統合研究機構」内の先端医歯工学創成研究部門によるサポートのもと、引き続き医歯工学融合・基礎臨床融合研究を戦略的に推進する。
また、引き続き本学の強みとなる研究領域の国際シンポジウム等を計画・実施するとともに、共同利用・共同研究拠点事業等を活用して国内外の研究機関との研究連携・研究ネットワークの構築に向けた取組を促進する。加えて、領域制を活用した国際共同研究を促進するための取組を行う。
その他、医歯工連携関連国際共著論文数について、平成31年度に平成27年度比で1.2倍に向上させることを念頭に、部局への目標値の周知及び当該論文数向上に資する取組を行う。

【20】 学部、大学院、研究所等を有機的に連携させて、先制医療などの最先端医歯学研究、基礎・臨床融合研究を展開し、社会的に要請の高い重点領域の研究を推進する。その成果として、医歯工連携関連論文数を現行の1.5倍に向上させる。

- ・【20-1】 引き続き領域制等により学部、大学院、研究所等を有機的に連携させて、先制医療等の最先端医歯学研究、基礎・臨床融合研究をさらに展開するとともに、医療イノベーション推進センターによるサポートのもと、両附属病院の診療科や診療部門と他研究科、他分野、附置研究所等との連携をさらに推進する。
また、引き続き各領域の成果を検証するとともに、社会的に要請の高い重点領域への優先的な人員配置、研究費配分等を実施する。
加えて、国内のみならず、領域制を活用した国際共同研究を推進するための取組を行う。
さらに、アンメットニーズに対する研究に関して、企業とのマッチング支援等の取組を継続するとともに、前年度設置したイノベーション推進本部を中心として、セミナーや教育啓発企画を増加させる。
その他、医歯工連携関連論文数について、平成31年度に平成27年度比で1.2倍に向上させるため、部局への目標値の周知及び当該論文数向上に資する取組を行う。

○産学連携及び成果の社会への還元に関する計画

【21】 先端的医科・歯科医療の推進を目指し、学内外と連携して医歯工学融合分野の重点領域研究を推進する体制を整備し、医療機器、バイオマテリアル、歯科材料などの開発を行う医療イノベーションの推進を担う組織を拡充するとともに、民間との共同研究及び受託研究件数並びに本学への発明届件数及び国際特許出願件数をそれぞれ現行の1.5倍に向上させる。また、研究成果の実用化、事業化、ライセンスなどを統合的に行い、知の成果を積極的に社会に還元する。

・【21-1】 引き続き共同利用・共同研究拠点事業等をはじめとした学内外の研究機関や企業との連携強化、医療イノベーション推進センターの機能強化等の取組を通じて、産学連携研究を推進する体制を拡充させることにより、最先端研究拠点の形成及び特許申請や共同研究等を活性化させる。

加えて、先端的医科・歯科治療の推進を目指し、学内外と連携して医歯工学融合分野の重点領域研究を推進する体制を整備する。

また、各部局における民間との共同研究、受託研究件数及び特許出願件数等を平成31年度に平成27年度比で向上させるため、引き続き年度目標値を設定し、PDCAマネジメントを実施する体制整備を進める。

さらに、医療イノベーション推進センターと産学連携研究センターとの連携を強化することにより、引き続き本学における特許出願研究、研究費獲得状況及び臨床研究への進展過程を一体化して把握し、支援する。加えて、平成31年度に産学連携の共同研究拠点として1つ以上研究成果の実用化・事業化を行うとともに、知の成果の社会への還元を目指す。このために、企業との共同研究を支援する等の知財マネジメント及び産学連携研究マネジメントをより強化する。

その他、RU推進機構との連携による大型研究の展開に関する取組の計画を策定する。

【22】 研究成果について、ホームページをはじめとする様々なメディアを通じて広く公表するとともに、平成29年度までに国外向けの情報発信サイトとして英語版を拡充し、積極的なアウトリーチ活動を展開する。

・【22-1】 本学の研究成果等、本学が保有する「知」について、前年度に引き続き、ホームページ、広報誌、プレスリリースなど様々なメディアを通じて国内外に広く公表する等のアウトリーチ活動を行う。

さらに、前年度に整備、充実させた英語プレスリリースや英語版研究者リスト等を活用して、国外に向けた情報発信を継続するとともに、英語版ホームページの拡充についても検討・実施する。

【23】 大学発ベンチャー創設を含め本学の研究成果を効果的・効率的に事業化・実用化に結びつけるために、国内外の企業をステークホルダーとして活用し、産学連携の重要性に関する啓発教育を推進するとともに、グローバルな協働関係を醸成し、持続的な連携を可能とするシステムを構築する。

・【23-1】 引き続き大学発ベンチャーの育成・支援を促進するためのコーディネーターの育成等の取組を行い、研究成果の事業化・実用化を推進する。

また、国内外企業のステークホルダーとしての活用や産学連携の重要性に関する啓発教育の推進など、引き続き企業等との持続的なグローバル連携を可能とするシステム構築に資する取組を行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

○研究者等の配置に関する計画

【24】 研究者の採用方針から決定まで学長のリーダーシップのもと行われるようガバナンス改革を徹底する。また、学内教員組織の最小単位である「分野」の枠を超えて大学院指導を行う複数メンター制度を導入し、分野間の共同研究を推進するとともに、教育・研究を効率的・先端的に行うため、類似した学問領域の複数分野を「領域」としてまとめ、平成33年度までに10領域程度を編成する。

また、研究者の採用は国際公募とするほか、優秀な留学生を特任教員等で採用するシステムを構築する等の取組により、外国人教員等（外国人および外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員）を積極的に採用し、全教員に占める割合を平成33年度までに34.0%に向上させる。

・【24-1】 前年度新たに設置した学長直属の人事委員会において、全学的かつ戦略的な視点による選考を行い、研究者の採用方針から決定までが学長のリーダーシップのもとで行われるように、さらなるガバナンス改革を徹底する。

また、引き続き複数メンター制度の全学的導入に向けた取組を行うとともに、異分野融合や基礎・臨床融合型の研究を推進し、領域制の拡充に向けた取組等を行う。

さらに、外国人教員等の全教員に占める割合を平成31年度までに33.5%以上とすることを念頭に、国際公募による外国人教員等の戦略的・積極的な採用を継続するとともに、優秀な留学生を特任教員等で採用するシステムの構築に向けた取組を行う。また、人事委員会との連携によって、外国人教員を増加する方策に関する計画を策定するなど、引き続き外国人教員等の比率向上に資する取組を行う。

○研究環境の整備に関する計画

【25】 学内に点在する機器・試料・施設等の各種リソースを統合研究機構へ集約し一元管理体制を整備するとともに、資金とスペースの有効的活用の支援を行うなど平成30年度までに湯島・駿河台・国府台地区の総合的かつ有機的な研究環境整備を促進する。

・【25-1】 前年度設置したリサーチコアセンターの拡充を含め、引き続き学内に点在する共同利用が可能な機器・試料・施設等のリソースを統合研究機構に集約する取組を行うほか、リサーチコアセンターと学外組織との連携に関する計画を策定する。また、前年度立案した資金とスペースの有効利用計画に基づき、湯島・駿河台・国府台地区の総合的かつ有機的な研究環境整備を促進する。

併せて、引き続き研究機器・研究試料・研究施設等についての学内及び学外研究者の共用の拡充、計画的な整備・更新、安定的な維持管理について検討・実施する。

○研究者支援に関する計画

【26】 評価に基づいた研究者へのインセンティブを強化するとともに、学長のリーダーシップのもと、学長裁量経費の戦略的配分等により若手研究者の研究を支援する。

また、言語支援・生活支援等を継続、拡大することにより外国人留学生の増加を図り、優秀な留学生を特任教員等で採用するとともに、外国人研究者を含む若手研究者等を総合的に支援するAdvanced Research Center（仮称）を新設し、研究者等が高度な研究に専念でき、その能力を発揮できる環境を整備する。さらに、研究支援員等の配置や病児保育およびワーキングシェアの導入によって、研究と出産・子育て・介護などのライフイベントとのバランスを配慮した女性研究者が活躍できる環境作りを行う。

- ・ 【26-1】 研究評価に基づく研究費及び研究特別手当などのインセンティブ、学長裁量経費による研究費の戦略的配分を継続するとともに、前年度の検証結果等を活用したさらなる充実策の検討や実施準備等を行う。
- 加えて、引き続き研究資金申請書作成、統計相談、英語論文の作成等に関する支援を行うとともに、前年度設立したリサーチコアセンターを中心として、学内の機器、情報、技術を集約し、研究者支援を推進する。
- また、言語支援・生活支援等の継続や優秀な留学生の採用システム構築に向けた取組など、外国人教員等の比率向上に資する取組を引き続き行うとともに、若手研究者育成ユニット（仮称）の整備をさらに進め、高度な研究に専念できる環境整備を行う。
- さらに、女性研究者支援について、女性研究者が出産・育児・介護等を経てもその能力を十分に発揮できる環境を整備するほか、研究支援員の配置及び病児保育等の取組を行うなど、ワークライフバランスの推進に資する取組を継続する。

○知的財産の創出等と社会への還元体制の充実に関する計画

【27】 新たに構築した産学連携指標に基づいて、知的財産戦略を構築するとともに、産学連携研究センターを中心として、知的財産を活用して総額5,000万円以上の大型外部資金の獲得を目指す。また、バイオバンク事業を通して、世界最高水準の産学官疾患オミックス研究を推進し、知的財産を創出するほか、有体物移転契約（MTA）をより一層活用して、外部機関との円滑な研究協力並びに、実用化による社会への利益還元を積極的に行う。これらの取組を通じて、特許使用料、MTA収入を増加させる。

- ・ 【27-1】 引き続き産学連携実績が豊富な企業及び本学との連携を希望する企業との連携を促進し、大型外部資金の獲得を目指すとともに、産学連携機能評価指標を知的財産戦略へ反映させ、産学連携研究センターを中心に総額5,000万円以上の外部資金を獲得することを目指す。
- また、引き続きバイオバンク事業を通じた世界最高水準の産学官疾患オミックス研究を推進し、知的財産の創出に向けた取組を行う。
- さらに、有体物移転契約（MTA）をより一層活用し、国内外の機関との円滑な研究協力及び実用化による社会への利益還元に資する取組を積極的に行うことにより、特許使用料、MTA収入を増加させる。

【28】 リサーチアドミニストレーターの活用により、医療イノベーション推進センターを中核として、シーズ探索から研究成果の実用化まで一貫型の支援を行い、大学発イノベーションを創出するとともに、全国の医学系大学との協力体制を強化し、効率的な社会還元を行う。

- ・ 【28-1】 産学連携研究センターが中心となり、引き続き企業ニーズとのマッチングを拡充する。
また、医療イノベーション推進センターを中核として、URA室による調査結果等を活用し、医師主導の治験及び企業との連携等に係る支援を行うなど、臨床研究への橋渡し及び実用化に向けた取組を継続、拡充することにより、大学発イノベーションの創出に貢献する。
さらに、国内外企業との組織的な産学連携を継続、拡充することにより、部局横断型の共同研究の創出や大学発ベンチャー支援等を推進する。
加えて、前年度検討を行った全国の医学系大学との協力体制の強化及び効率的な社会還元に向けた取組の実施準備を行う。

○研究の質の向上システムに関する計画

【29】 研究情報データベースやIR機能を活用して、国際的な研究者評価と国内における強みの分析を行うとともに、それらの評価に基づいた人員、研究費、研究スペースの重点化を行う。また、領域制を利用した分野協働、分野統合などによって大学としての研究の質の向上を推進する。

- ・ 【29-1】 引き続き学内の人事・教育・研究情報を集約した大学情報連携システム（全学IRシステム）の拡張や分析情報の教員評価への活用など、IR体制をより一層推進して研究力強化を図る。また、研究情報データベースやIR機能等から得られた評価結果を基にして、国際基準での研究者評価と国内における強みの分析、研究業績の分析などの客観性をもった評価を行い、多様な観点から研究の質の向上度を分析する。さらに、全学IRシステムの構築と利用に関する具体的な計画を策定する。
上記の評価・分析に基づく人員配置や研究費配分等の実施可能性を検討する。
さらに、領域制を活用した共同研究等の実施を継続・推進することにより、大学としての研究の質の向上を推進する。

○産学連携体制の充実に関する計画

【30】 グローバルな産学連携研究を推進するため、国際的に通用する規則（生命倫理、利益相反など）を制定し、教職員への普及・定着を図るとともに、法令遵守、研究倫理遵守、利益相反マネジメントを一体化して管理するシステムを構築する。

また、先端医療を充実・促進するため、産学官との共同協力体制を強化し、附置研究所を含め全学レベルで、イノベーション創設のための研究戦略の策定を行うとともに、効果的な研究展開を支援するマネジメント体制についても併せて導入・整備する。

・ 【30-1】 新たに施行される臨床研究法に基づき、利益相反マネジメントに係る規則の改正及び実施体制について見直しを行う。また、生命倫理・利益相反などに関する国際的に通用する規則制定のため、規則の英語化の検討を継続し、グローバルな産学連携研究を推進するための環境整備を行う。

加えて、前年度に産学連携リスクマネジメント室の役割を整理した結果を基に、引き続き学内連携体制を強化し、法令遵守、研究倫理遵守及び利益相反マネジメントを統合的に管理するシステムの構築に向けた取組を行う。

また、教員個人が高度な倫理観をもって業務に専念するための研修等を継続するとともに、産学連携に関する倫理教育として、利益相反等に関する内容も組み込んだ研修の実施を検討する。

さらに、先端医療を充実・促進するため、引き続き産学官の共同協力体制を強化し、附置研究所を含めた全学レベルのイノベーション創設に資する取組を行うとともに、当該取組の効果的支援を行うマネジメント体制の整備を行う。

○共同利用・共同研究拠点に関する計画

【31】 附置研究所を中核とした、医科学・生命科学・臨床医学に渡る国内外研究者との先端的難治疾患克服研究及び医歯工学融合分野の重点領域研究に係るネットワークを構築し、医療系総合大学機能を強化するとともに共同利用・共同研究拠点としての先導的役割を果たす。

・ 【31-1】 難治疾患研究所においては、ゲノム情報、臨床情報、生活習慣、環境情報等のビッグデータを活用した附属病院における個別化医療に資する難治疾患研究リソースを拡充するなど、共同利用・共同研究拠点のリソース機能強化に向けた取組を継続するとともに、リソース機能の検証を行う。

加えて、前年度設置したリサーチコアセンターに関して、学内及び学外研究者の共同利用を引き続き促進するとともに、その利用についての検証を行う。

さらに、難治疾患研究リソースと研究支援実験施設を活用した共同利用・共同研究拠点として、引き続き国内外の研究者との共同研究を促進する。また、その研究結果をトランスレーショナルリサーチにつなぐシーズを創出する。

生体材料工学研究所においては、引き続き「生体医歯工学共同研究拠点」を中心に、ライフイノベーションマテリアル創製共同研究をはじめとした国内外の優れた研究機関との共同研究体制を強化し、医歯工学融合分野の重点領域研究の活性化、研究者コミュニティへのサポートに資する取組を行うことにより、拠点としての先導的役割を果たす。

また、引き続き知的財産の創出及び産学連携を推進し、医歯工学融合分野における産業化を支援する活動を推進するとともに、海外の先端的な研究機関との国際共同研究を推進し、国際連携による大学機能の強化を図る活動を推進する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

○社会との連携・社会貢献に関する計画

【32】 企業や関係機関等とより円滑に連携できるよう学内の体制を整備し、連携企画の立案を組織的・恒常的に行うことで、社会との連携を強化する。また、時代の変化に対応した社会のニーズを組織的に調査、分析し、自治体や他の教育研究機関との連携も活用して、健康長寿医療等に関する市民講座など社会および地域のニーズに対応した公開講座や社会人の学び直しを目的としたプログラム等をさらに充実させ、積極的に実施する。

- ・ 【32-1】 定期的に行っている記者懇談会について、内容充実に向けた取組を行うとともに、参加者を増加させるなど社会との連携を強化する。加えて、広報部を中心として各部局との広報連絡会を定期開催することにより、部局間で意見を交換し、協力して、より内容の充実した講演内容を提供できるようにする。
また、前年度検討を行った社会及び地域のニーズに対応した公開講座や社会人の学び直しを目的としたプログラム等について、受講生のアンケート結果を検証し、さらに充実したプログラムを実行する。
さらに、地域貢献・社会貢献活動の一環として、医療系総合大学としての特色を活かした公開講座や医学・医療を身近に感じてもらうための小中学生向けセミナーを含む合計10回以上の開催を継続し、本学における教育・研究・診療活動の成果をわかりやすく且つ広く発信する。

【33】 民間企業等からの人材を特別大学院生、共同研究者として受け入れ、医療現場、医歯学研究現場におけるシーズ・ニーズマッチングできる体制を整備し、社会において即戦力として通用する人材育成プログラムのステークホルダーとして活用する。また、東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れ、スポーツ医歯学およびスポーツサイエンス研究の成果を踏まえ、トップアスリートを指導・支援する理学療法士等を対象に教育プログラムとして実施するとともに、研究の成果をシンポジウムやセミナーを通じて広く地域に還元する。

- ・ 【33-1】 民間企業の人材の積極的な活用の方策として、包括連携研究制度における特別研究生の受入を増強するため、包括連携制度を拡充する形の「TMDUオープンイノベーション制度」を民間企業に紹介し、民間企業との交流の増強を図る。
また、スポーツサイエンス機構を中心として、スポーツ医歯学及びスポーツサイエンス研究の成果を踏まえた医師・歯科医師・理学療法士・トレーナーや研究者によるトータルケアをオリンピック・パラリンピック強化選手等に実施する。
さらに、平成31年度にスポーツサイエンスに係る本学独自の教育プログラムの本格的な運用を開始することを念頭に、試行及び検証を継続するとともに、スポーツ医歯学やスポーツサイエンス研究に関する研究者向けセミナーを開催し、研究成果を広く社会に還元する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

○大学の特性や強みを生かした国際通用性の向上に関する計画

【34】 IR機能を強化し、客観的な国際化指標を開発することで、データに基づく国際水準との比較を可能とする。それに基づいて国際水準を超えるカリキュラムを構築し、さらに、本学の教育研究成果を社会に発信する。

- ・ 【34-1】 統合教育機構を中心に、統合国際機構と連携して、カリキュラムの質に関する機関間比較を可能とする客観的な尺度の開発、データ取得、必要な教学IR環境の構築を行うなど、国際水準を超えるカリキュラムの構築に向けた取組を行う。

さらに、本学の歯学教育モデルの国内外の大学等への展開について、前年度策定した計画（スケジュール）に基づき、展開に向けた取組を実施する。

【35】 海外からの医療人研修体制を充実し、受入数を増加させる。また、外国人患者受入体制を整備し、外国人患者への高度専門医療の提供を進めるとともに、海外拠点における大腸がんスクリーニング等の医療協力活動および人材育成を海外拠点の周辺国支援に繋ぐ。

- ・ 【35-1】 医学部附属病院においては、腹腔鏡下手術における技術認定と指導を国内外で行うなど、医療人研修体制のさらなる充実に資する取組を実施し、受入数を増加させる。

新たにロボット支援手術の技術認定制度の運用を行い、手術支援ロボットによる手術の教育プログラムを作成するほか、周産・女性診療科、呼吸器外科等の領域における技術認定基準を作成する。

また、国際医療部を設置し、メディカルツーリズム支援企業との連携を強化するとともに、メディカルツーリズムに関して外来受診及び入院治療の受入だけでなく、その他の受入方法についても検討するなど、外国人患者の受入が可能な体制の拡充を行う。

その他、大腸がんスクリーニング等の海外拠点における医療協力活動について、拠点周辺国等への普及（支援）に資する取組を推進する。

歯学部附属病院においては、海外の歯学部教員や学生の研修プログラムを充実させる。

また、国内だけでなく、海外からの研修希望者受入体制の整備を進めるとともに、研修受入業務の簡素化を図る。

加えて、両附属病院で外国人患者の受診を円滑に行うための医療書式等の外国語化を推進する。

○国際水準の教育研究の展開に関する計画

【36】 グローバルヘルス推進人材育成等に係る取組を推進し、留学支援・留学生支援を継続・拡大することにより、卒業生(学士)に占める海外経験者の割合を平成33年度までに医学科46.0%、歯学科36.0%、保健衛生学科20.0%まで引き上げるとともに、全大学院生に占める外国人留学生の割合を平成33年度までに22.0%まで引き上げる。
また、国際標準を用いた外部認証評価受審を進めるなど国際通用性を意識した教育プログラムの質保証を推進する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【36-1】 グローバルヘルス推進人材育成等に係る取組を推進するとともに、留学支援・留学生支援のために必要な新たな環境・体制の整備に関する検討を継続する。
平成31年までに卒業生(学士)、修了生(大学院)に占める海外経験者の割合を医学科42%、歯学科33%、保健衛生学科16%以上とすること及び全大学院生に占める外国人留学生の割合を19%以上とすることを念頭に、既存の留学支援・留学生支援を継続するとともに、支援による効果を検証し、検証結果等を活用したさらなる拡充を行う。
また、学部毎に進めている国際標準を用いた外部認証評価の結果を受けた改善取組に対して助言及び支援を継続するなど、国際通用性を意識した教育プログラムの質保証を推進する。

【37】 チリ大学、チュラロンコーン大学との間に、ジョイントディグリープログラムを開設・運営し、国際共同教育研究と人材育成を行うとともに、海外での研究機会を拡大する。
また、先端的国際共同研究を戦略的に推進し、外国人研究者の積極的な招聘を行う。これらの取組と合わせて年俸制やテニユアトラック制の拡充を含む人事制度改革等を行い、全教員に占める外国人教員等(外国人および外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員)の割合を平成33年度までに34.0%まで引き上げる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【37-1】 チリ大学、チュラロンコーン大学とのジョイントディグリープログラムを継続するほか、他の海外教育研究機関等との国際共同教育・研究や人材育成に係るプログラム設置の検討を継続する。
また、引き続き各種の研究プログラム等を活用して、海外での研究機会を拡大するとともに、国際シンポジウムやセミナー等の研究交流を通じて、外国人研究者の招聘を行う。
さらに、外国人教員等については、全教員に占める割合を平成31年度までに33.5%以上とすることを念頭に、継続的に国際公募を行う。また、本学に採用される外国人教員の採用手続の円滑化のために、採用手続書類の英文化業務に取り組むとともに、人事委員会において、外国人教員等の割合に関する目標達成に向けた具体的方策の企画及び立案を行う。

○留学生支援に関する計画

【38】 修士/博士課程における英語による授業科目割合の拡大（平成33年度54.0%）、科目ナンバリングや、統合国際機構(仮称)による留学生への支援強化（書類の完全英語化や対応窓口英語化による修学手続き支援等、研究支援、経済的支援、言語支援、日本の理解支援、生活支援、家族支援）など国際化に対応した教務/修学支援体制を樹立する。
また、国際関連組織の主導のもと、留学生と日本人学生との交流機会について、学生主体の企画/運営組織を設立し、拡充する。

- ・【38-1】 修士・博士課程における英語による授業科目の割合を平成31年度までに50.9%以上とすることを念頭に、目標達成に向けた計画の実行及び必要な環境・体制整備を継続する。
さらに、科目ナンバリングの導入については、他大学での導入事例や学務システムにおける対応等の調査結果に基づき、科目ナンバリングの導入（案）を策定する。また、留学生への支援についても、本学学生にチューターを委嘱して外国人留学生の日常の手助けや学習支援を行うとともに、文書・窓口の英語化を行う。
加えて、留学生と日本人学生との交流に関して、検証のうえ、改善・充実に推進するほか、学生主体の企画・運営組織について、環境整備及び支援を継続し、交流機会の増加に向けた取組を行う。

○留学支援に関する計画

【39】 学生（学士/修士/博士）の英語教育を充実させるとともに、学士課程においては、トップクラスの海外教育機関や海外拠点での多様な学習機会を創出・拡大する。修士・博士課程においても海外での活動機会を充実させることにより積極的な海外留学への動機づけを行い、国際プログラム等への参加・発表等の機会を増やし、学生の国際流動性を高める。
また、統合国際機構(仮称)により、留学に関する教育支援・事務的支援・経済的支援を拡充するとともに、留学先に応じた適切な予防接種実施や健康/安全情報を提供するほか、全留学生の把握および情報共有/連絡のためのオンライン情報管理システムの構築など、留学中の危機管理体制を整備する。特に、国際的なリーダーを養成する観点から、大学院修了生については、国内外の連携研究機関や国際ネットワークを活用し、外国でのポスドクを含めた留学を組織的に支援する仕組みを構築する。

- ・【39-1】 学士・修士・博士課程の英語による授業科目割合を拡大する計画を実行するとともに、トップクラスの海外教育機関や海外拠点での多様な学習機会を創出・拡大する。さらに、引き続き海外拠点等を活用した学生の積極的な海外留学への動機づけを行い、国際プログラム等への参加・発表等の機会を増やすなど、学生の国際流動性を高める取組を実施する。
また、統合国際機構を中心として、既存の留学支援に係る取組について、改善案を策定するなど、留学に関する教育支援・事務的支援・経済的支援の拡充を行う。
さらに、渡航前オリエンテーションを継続し、医師による留学先に応じた適切な予防接種や、健康・安全情報の提供を含めた健康管理指導等を行う機会を設ける。加えて、海外派遣学生全員を把握すべく、OSSMAの安否確認システムを活用して状況把握に努めると共に、派遣中の学生との連絡、相談等を引き続き随時行うよう努めるなど、留学中の危機管理体制の整備・拡充に資する取組を行う。
その他、大学院修了生については、国内外の連携研究機関や国際ネットワークを活用して、外国でのポスドクを含めた留学を組織的に支援する仕組みの構築について一定の方針を策定する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

○病院運営の強化に関する計画

【40】 理事・病院長を中心としたガバナンスを強化するため、診療体制も含めた管理運営体制および予算配分方法等の見直しを行う。また、クオリティ・マネジメント・センターを中心として臨床指標に基づき持続的に診療水準を向上させる。さらに、管理会計システム等による経営状況の詳細な分析・評価に基づき、より効率的な診療体制を構築し、経費の節減等を継続して行う。

- ・ 【40-1】 理事・病院長を中心としたガバナンス強化の方策として前年度設置した統合診療機構のもと、医学部附属病院と歯学部附属病院との連携をより一層強化し、経営安定化を図る。このため、引き続き両附属病院に係る新たな予算配分のもとで、両附属病院において予算（人件費、物件費）の執行管理を行うとともに、部門別原価計算を実施し、経営状況の詳細な分析・評価に基づき、より効率的な診療体制の構築や収益性の向上、経費節減等に資する取組を継続する。また、これまでの分析や取組に関する効果を検証する指標について検討・開発・収集を行う。

さらに、働き方改革に関連して、職員の労働環境改善に向けた検討を行う。

クオリティ・マネジメント・センターを中心として、診療、経営の質を向上させるための情報発信等を継続するとともに、診療水準が向上していることを示す指標等についても検討・開発・収集を行う。加えて、継続的にモニタリング等を行うことにより、PDCAサイクルに基づく医療の質改善活動を定着させ、質保証と病院マネジメント改革のためのエビデンスを蓄積し、大学附属病院のIR部門としての機能の整備を進める。

その他、PDCA医療クオリティマネジャー養成講座を通じて、引き続き病院組織マネジメントを担う人材を育成する。

理事・病院長の方針を全病院職員に伝達し、職員からの意見の聴取を容易にするため、両附属病院で病院SD(Staff Development)を開催する。

○高度急性期医療機能及び地域医療の強化に関する計画

- 【41】 医学部附属病院においては、救命救急センター、難病治療部、がん診療連携拠点機能などの高度医療提供体制を維持するとともに、診療機能の更なる充実のため、病床再編や先端医療機器の整備充実を行う。歯学部附属病院においては、インプラント治療などの先端的歯科治療を充実させるための体制整備を行う。
- また、自治体および医師会、歯科医師会、地域医療機関等との連携の強化を進め、自治体の医療計画に則して、先端医療および高度急性期機能を担う病院としての役割を果たし、地域包括ケア体制の構築に貢献する。

- ・【41-1】 医学部附属病院においては、引き続き救命救急センター、難病治療部、がん診療連携拠点機能などの高度医療提供体制を拡充するとともに、共有病床の配分等を再検討するため、入院支援室への調整依頼件数及び各クラスターにおける他クラスター患者の受入件数等の情報収集を行う。
- 歯学部附属病院においては、先端歯科診療センターのさらなる充実に向け、先進的な口腔機能検査項目の新規導入等の取組を行う。
- また、両附属病院ともに安全で質の高い高度・先進医療を提供するため、先端的治療の充実に向けた設備整備（デジタルデンティストリー・医療機器整備等）を行う。
- さらに、医療機関訪問及び医療連携会への積極的な参加等により、自治体及び医師会、歯科医師会、地域の医療機関等との連携を深めて連携医療機関を増加させる。特に、医学部附属病院においては、地域がん診療連携拠点病院として、がんに関する市民公開講座等を継続して行うほか、児童の福祉の確保や母親の子育て支援に資する取組を行うなど、地域の中核的な病院として、医療を通じた社会貢献を行う。
- 歯学部附属病院においては、地域の歯科診療所との受け入れ体制を充実させるとともに、在宅歯科医療を拡大し、在宅訪問数を前年度よりも増加させる。

○安全で良質な医療の提供（医療の質の向上）に関する計画

- 【42】 クオリティ・マネジメント・センターを中心とした臨床指標に基づく診療の質向上の推進や外部評価を活用した改善を行うとともに、口腔外科、頭頸部外科、形成外科、放射線の各部門間の連携や周術期口腔ケア体制の強化をはじめとする医学部附属病院と歯学部附属病院との診療連携をさらに進展させ、安心・安全で良質な全人的医療を行う診療体制を充実させる。

- ・【42-1】 引き続きクオリティ・マネジメント・センターによる医療の質及び病院経営の視点に基づいたデータ分析やDPCデータ、各部門が保有する院内医療データ等を活用した分析等により、医療の質の可視化を継続するとともに、前年度実施した当該分析による臨床指標に基づき、診療の質向上の推進や外部評価を活用した改善に資する取組を促進する。
- また、エビデンスの高い感染対策を実施して医療関連感染の減少に努めるとともに、クオリティ・マネジメント・センターとの連携のもと、費用対効果の高い感染対策の実践に向け、検討を行う。
- 両附属病院のさらなる診療連携等を実施し、安心・安全で質の高い全人的医療を行う診療体制を充実させるために、看護、薬剤、放射線等の各部門間の連携による医療安全、感染対策等の質向上の取組、口腔がん領域の診療体制の強化及び周術期口腔機能管理等のマニュアル化等を進める。
- その他、安全管理に関する研修会等の開催、医療安全マニュアルの見直しを定期的に行い、医療安全に関する病院職員の認識の徹底を継続する。

○臨床研究の推進と高度医療の開発に関する計画

【43】 新規医薬品および新規医療材料等の医師主導治験や多施設共同臨床研究をさらに推進するため、管理体制、支援体制を臨床研究中核病院の水準にまで拡充するとともに、関連医療機関と臨床研究ネットワークを構築する。
また、医学部附属病院、歯学部附属病院、附置研究所、統合研究機構との連携により高度医療技術の研究開発を行い、臨床への応用を進めるとともに、保険診療の枠にとられない先端医療の導入を推進する。

- ・【43-1】 医学部附属病院においては、新規医薬品及び新規医療材料等の医師主導治験や多施設共同臨床研究の実施について、管理体制、支援体制面での臨床研究中核病院水準への拡充に向けた取組を継続する。また、臨床研究ネットワーク事務局を中心として、連携協定締結、連携事業を前年度よりも増加させるとともに、研究者及び倫理審査委員の教育、研究シーズの発掘等を行う等の臨床研究ネットワークの活動拡充に向けた取組を行う。
歯学部附属病院においては、臨床治験を推進するほか、関連医療機関との臨床研究ネットワークの拡充に向けた取組を引き続き実施する。
その他、両附属病院、附置研究所、統合研究機構等の連携により高度医療技術の開発を行い、臨床への応用を進めるとともに、先端歯科診療センターの運用など、保険診療の枠にとられない先端医療の拡充を推進する。

○豊かな人間性を備えた医療人の育成に関する計画

【44】 医学科、歯学科、保健衛生学科、口腔保健学科および医学部附属病院、歯学部附属病院の連携による卒前・卒後を通じた一体的な教育・研修プログラムを整備改善するとともに、職種間の連携を高める教育・研修プログラムを整備し、実施する。

- ・【44-1】 医学部附属病院においては、臨床研修プログラムの充実に向けた取組として、従来から卒前教育・卒後研修として行っている既経験従事者が新規従事者を系統的に教育する方式（屋根瓦方式）をさらに実践的・効率的に行い教育効果を上げるため、臨床研修医を指導する立場の医師の指導力向上を目的とした指導者向けの研修会を、前年度試行した結果を踏まえて実施する。また、平成30年4月より運用開始となる新専門医制度について、問題点等を調査し、改善するための方策を検討する。
歯学部附属病院においては、歯科衛生士の復職支援・離職防止事業を推進するため、平成29年度に設置した歯科衛生士総合研修センターにおいて、受講生の受け入れ態勢の強化及び歯科衛生士支援の拡充を図る。加えて、卒前臨床実習に歯学科学生と口腔保健学科学生が相互に乗り入れる体制を運用し、引き続き多職種間連携教育を推進する。
さらに、両附属病院ともに各職種が相互に理解し、連携を促進するために

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

○学長のリーダーシップに基づいた大学運営に関する計画

【45】 学長のリーダーシップに基づいた取組を推進するために、「学長指針」として、「国際化」・「教育」・「研究」・「医療」・「社会貢献」・「管理運営」の重点項目に関する具体的な方向性および取組計画を教職員FD・SD(Staff Development)やホームページ等を通じて学内外に周知するなどガバナンス機能の強化に係る取組を推進する。また、現行の創立記念行事等をさらに充実させるとともに、学長と各部局の教職員との懇談会を年4回程度定期的実施することにより大学運営方針の浸透および愛校心の醸成を推進する。

- ・【45-1】 第三期中期目標・中期計画に基づく学長の大学の運営方針について、「国際化」・「教育」・「研究」・「医療」・「社会貢献」・「管理運営」の重点項目に関する具体的な計画及びその進捗状況を教職員研修(FD・SD)や大学ホームページ等を通じて学内外に周知するなど、ガバナンス機能の強化に係る取組を継続する。
また、さらなる愛校心の醸成や認知度向上を目的に、創立記念行事等の内容について、前年度までのプログラム等を検証し、より効果的な開催時期や内容・構成・周知方法等の見直しを行い、学生及び一般参加者等も含めた参加者数の増加を目指す。
その他、学長と各部局の教職員との懇談会等の年4回程度の開催を継続する。

【46】 平成29年度までに監事へのサポート体制を拡充するとともに監事の協力のもと、これまで部局における業務運営や財務等に関する事項が主な監査対象であった定期監査について、組織編成を含めたガバナンス等についても監査を行うなど監査範囲を拡大し、監査結果を大学運営に反映させる。
また、海外拠点等の外国人教員等からも定期的に意見を聴取する仕組みを構築する。さらに、学外有識者より、本学が実施する事業や運営などについて意見・提案を受ける場を設け、提示された意見やアイデアを反映した取組を行う。その他、学生からの意見聴取の取組についても、全学に拡大し大学運営に活用する。

- ・【46-1】 監事へのサポート体制を強化するため、引き続き各部局における指摘事項の改善状況を調査票及びヒアリング等により把握し、不十分な場合は改善等を促し、より適切な大学運営実施を可能とするフォローアップ報告を行う。
さらに、監事の協力のもと、これまで部局における業務運営や財務等に関する事項が主な監査対象であった定期監査について、組織編成を含めたガバナンス等についても監査を行うなど監査範囲を拡大する。加えて、前年度の監査結果を大学運営に反映させる。
また、経営協議会の学外委員等の学外有識者をはじめ、日本のトップ企業の経営者等から大学運営に関する意見・提案を受ける場を設けるほか、海外拠点等の外国人教員等から定期的に意見を聴取する仕組みの構築準備を行う。
その他、学生から出た意見等に基づく改善を行う。

○戦略的な学内資源配分に関する計画

【47】 平成29年度までに学内外の情報を収集・集約したデータベースの運用を開始するとともに、平成31年度までに学長企画室を拡充し、人的・物的・財的資源に係る資源配分機能を集中させる運用体制を導入する。さらに、IR機能を活用して学長が多角的に大学の現況を分析し戦略的な資源配分を行う体制を確立する。

- ・ 【47-1】 大学情報連携システムについて、連携データの拡張を行うとともに、データの信頼性を向上させるための取組を実施する。
さらに、教員評価への活用を含め、大学情報連携システムのさらなる活用拡大について検討を行う。
また、平成31年度までに学長戦略企画課（旧：学長企画室）の拡充等を含め、人的・物的・財的資源を有効に配分・集中させる運用体制についての準備を行う。
その他、部局の評価を行うために全部局共通の評価指標の開発を行うなど、IR機能を活用して学長が多角的に大学の現況を把握し、戦略的な資源配分を行うことができる体制の構築準備を行う。

【48】 人事管理について、従来の定員数管理に代わる新たな人事管理制度を稼働させ、既存事業の見直し等により人件費を削減し、この財源の一部を学長裁量経費に充当し、政策経費等の戦略的経費として資源の再配分等を実施する。

- ・ 【48-1】 人件費の増加を抑えつつ、長期的な人件費を管理するため、領域単位での人員配置方法及び現員数に上限を設定（キャップ）した人員管理方法の運用結果を踏まえ、さらなる効率的な運用を見据えた人員管理制度について検討を行う。
さらに、複数財源による雇用についての事務処理を効率化するシステムの導入を具体的に進めるなど、情報システムを活用した人事管理を推進する。
その他、現行の人事・給与制度のさらなる検証を進め、インセンティブの強化策及び人件費の抑制方策・削減方策等を検討するとともに、人件費の削減により生じる資源の再配分等を実施する。

○人事の適正化に関する計画

【49】 学長のリーダーシップの下、混合給与制度の拡充を含めた人事給与システムの改修など柔軟で多様な人事制度の構築・拡充に向けた取組を実施し、平成33年度までに、全教員に占める割合を女性教員で28.0%、年俸制教員で40.0%に向上させる。役員・管理職についても、女性登用を推進し、役員で12.5%、管理職で11.1%以上の水準とする。

また、評価制度について継続的に見直しを行うとともに、平成30年度に国際通用性を見据えた人事評価制度を導入するなど人事評価システムの拡充および当該システムによるデータのweb化やデータベース化を行うことで、評価結果の国際通用性・客観性を高め、より適切に職員処遇に反映できる運用体制の改革を進める。

- ・【49-1】 学長のリーダーシップの下、混合給与制度の拡充を含めた人事給与システムの改修など、柔軟で多様な人事制度の構築・拡充に向けた取組を実施し、年俸制教員の全教員に占める割合を前年度実績から向上させる。
- 女性登用についても、女性教員の全教員に占める割合を平成31年度までに27%とすることを念頭に、休職・休暇制度の整備を引き続き進める。また、既存の休暇制度等を有効に活用することができるよう、管理職員をはじめ教職員への当該制度の周知を行う。
- また、評価制度について継続的に見直しを行うとともに、国際通用性を見据えた人事評価制度を導入する。
- その他、大学情報連携システム（大学IRシステム）のデータを活用し、実績をより適切に職員処遇に反映できる運用体制の改革を進める。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○教育研究組織の見直し・再編成等に関する計画

【50】 学内外の教育研究データを集積・分析する体制を整備し、客観的なデータに基づく学内資源の最適化を実現するシステムを構築する。

また、四大学連合等の大学間連携や医歯工連携を強化した教育研究体制を構築するとともに、重点領域に関する基礎・臨床一体型の研究を推進する体制を整備する。

その他、国際感覚・国際競争力に優れた人材育成カリキュラムの開発を行うため、柔軟かつ機動的な組織編成を可能とする教育研究体制を確立する。

- ・【50-1】 学内外の教育研究データを集積・分析するための体制整備を継続することにより、客観的なデータに基づく学内資源分配の最適化を実現するシステムを構築する。
- また、四大学連合等の大学間連携や医歯工連携を強化するための体制について検討を継続するとともに、重点領域に関する基礎・臨床一体型の研究を推進する体制を構築する。
- その他、国際感覚・国際競争力に優れた人材育成に関するカリキュラムの開発については、地球規模での健康問題の解決能力を有する人材育成を目的とした「グローバルヘルスリーダー養成コース」を修士課程に設置する。
- さらに、保健衛生学研究科生体検査科学専攻を統合した新たな医歯学総合研究科を設置するなど、柔軟かつ機動的な組織編成を可能とする教育研究体制を構築する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務組織の機能・編成の見直しに関する計画

【51】 既存の事務組織について、平成28年度に検証WGを設置し、平成31年度までに事務組織体制の検証を行い、検証結果および大学の課題を反映した柔軟なタスクフォースを設置し、課題解決に臨む。また、組織の検証にあたっては、監事からの意見も反映させる。

- ・ 【51-1】 時間外労働ヒアリング及び人事ヒアリングなどを継続して行い、各部局における改善すべき課題の解決に向けた事務組織体制、組織の適正人数、職員配置等の検証を継続する。
また、検証結果及び大学の課題を反映した柔軟なタスクフォースを設置し、課題解決に向けて実施可能な取組については、順次実施又は実施準備を行うとともに、従前のスタイルに捉われない事務組織体制や職員配置等の構築に向けて組織の見直しを行う。

○事務処理の効率化・合理化に関する計画

【52】 組織内での検証体制を強化し、既存の事務処理の検証を行うとともに、各部局の所持する数値データ等を集約する等の取組により事務処理の効率化・合理化を推進する。
また、検証による組織改編および人員の適正配置並びにアウトソーシング等の取組により事務職員の時間外労働時間の減少および有給休暇取得率の向上を推進する。
その他、他機関との連携については、四大学連合の活用や近隣大学との連携等を提案・協議し、平成33年度までに他機関と連携して、共同研修等の新たな取組を実施する。

- ・ 【52-1】 引き続き事務合理化・効率化に関する計画に基づき、事務の合理化・効率化に向けた取組を進めるとともに、改善状況を調査票及びヒアリング等により把握することにより、取組の進捗状況管理及び効果の検証を行い、改善点の洗い出しを行う。
また、引き続き「時間外労働ヒアリング」を実施して、時間外労働時間及び有給休暇取得に係る状況を把握するとともに、当該ヒアリング内で人員の適正配置等に関するヒアリングも行い、過重な負担が生じている部局、比較的余裕がある部局間の人材配置を調整する。
その他、順天堂大学と連携・調整を行い、事務職員の共同SD研修を継続するとともに、他機関と連携した新たな取組についても検討・企画を行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○外部資金の確保に関する計画

【53】 外部資金の積極的確保に向け、インセンティブ等を拡充し一層の獲得を促進するほか、公募や応募状況、採択に関する分析情報を学内に周知し、研究者の意識向上を推進するとともに、申請書作成に係る知的・人的支援を行い、科研費等の採択率、採択件数を増加させる。
また、産学連携研究センターおよびURA室の連携を強化し、パートナー企業の協力のもと本学シーズ発の医師主導治験、先進医療を推進することにより、ライセンスフィーおよび寄附金等を増加させる。

- ・ 【53-1】 外部資金の積極的確保に向け、TMDUオープンイノベーション制度を民間企業に紹介し、包括連携及び戦略的共同研究の増強に取り組む。
併せて、産学連携研究センターとURA室との連携を強化し、両施設から研究者に対してのセミナー及びホームページ等を通じた研究費獲得に関する情報の発信を継続して行い、研究者の意識を向上させる。
また、科研費について、中期目標である「教員1人につき1件以上の申請」、「第2期実績（平均採択率、平均採択件数）からの増加」を念頭に、前年度の採択状況を分析した上で申請書等の添削期間の拡大等について検討するなど、知的・人的支援を引き続き強化し、科研費の採択率又は採択件数を増加させる。
さらに、引き続き「パートナー企業協力による本学シーズ発の医師主導治験、先進医療の推進」、「特許など知的財産の効果的活用」等に資する取組を行うなど、産学連携活動によりライセンスフィー及び寄附金等の外部資金を増加させるとともに、特許等の知的財産戦略による事業や研究開発計画の検討又は実施準備を行う。

【54】 大学基金について、趣旨を明確に伝え、学内行事等やホームページ等を通じ一層の周知強化を行うとともに、コンビニ決裁の導入等により寄附者の利便性を高めるほか、多様な特定基金の設立および寄附者へのインセンティブの向上等により寄附を促進する。
また、土地・建物等の財産貸付料金等について、社会経済情勢等を勘案しつつ見直しを行うほか、学内共同教育研究施設において、学内外からの共同利用を促進させ、施設・設備等利用料を徴収する仕組みを導入する。

- ・ 【54-1】 大学基金について、学内行事やホームページを通じた周知をより一層徹底させるとともに、前年度までに実施した、寄附金受入増加のための方策の成果等进行分析し、さらなる改善策（インセンティブの向上等）を検証する。
また、土地・建物等の財産貸付料金等について、所有不動産の価値に見合った貸付料を維持できるよう、社会経済情勢等を勘案し、見直し後の貸付料について検証を継続する。
その他、学内共同教育研究施設の共同利用を促進させ、施設・設備等利用料を徴収する仕組み等の導入に向けた準備を行う。

○附属病院収入の確保に関する計画

【55】 保険医療管理部による内部監査などを通じて保険診療の適正化を進めるとともに、診療報酬改定等の状況変化に的確に対応することにより病院収入を確保する。併せて管理会計システムの活用等により診療科毎の収支状況について検証し、人件費、診療経費の見直しに努めるなど病院運営の効率化を推進し、収益率を改善させる。また、保険外療養の拡充や臨床研究の推進により更なる収入確保を推進する。

- ・【55-1】 医学部附属病院においては、引き続き保険医療管理部を中心として、保険診療及び診療報酬請求の適正化を進める。また、入院診療に関して、平均在院日数の縮減による入院患者数と平均診療単価の向上等の取組を継続するほか、増床した差額病床の稼働等による保険外収入に加え、前年度設置した緩和ケア病棟の稼働率を向上させることなどにより、引き続き適切に病院収入を確保する。

さらに、前年度提示した各診療科への収益改善策に基づき、収益改善に向けた取組を推進する。

歯学部附属病院においては、病院運営の効率化及び稼働増加等の業務改善に資する取組として、病院長ヒアリングを引き続き実施し、診療科における課題の抽出等を進める。また、総合診療センターを活用して、人員の効率的な活用を行う。

さらに、先端歯科診療センターの稼働向上に向けた取組として、インプラント診療に係る料金の改定等により、増収させる。

また、社会保険委員会と診療情報委員会の合同による監査の実施等の取組を継続するほか、保険診療における算定漏れの減少を念頭に置いたカルテ記載指導や診療情報システム整備に向けた取組を行い、保険診療及び診療報酬請求の適正化を推進する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○経費の抑制に関する計画

【56】 各部局へ配分している管理的経費等の既定経費について、業務運営の合理化・効率化（IT化、アウトソーシング、他大学との物品の共同調達等）を進めるなど、不断の見直しを行い、毎年1%以上を削減する。

- ・【56-1】 「TMDU経費節減アクションプラン」等の経費削減方策を実行しつつ、その効果を検証する。

また、業務運営の合理化・効率化を図るため、複数年契約、アウトソーシング、物品の一括購入、IT化、他大学との物品の共同調達等を進めることを検討する。このために、調達業務における委託契約等の個々の契約に対する費用対効果の検証を行う。これらの結果に基づき、管理的経費の抑制を図るための効果的な契約形態等についての見直しを行う。

これらの取組を通じて、管理的経費等の既定経費について、1%以上を削減する。

さらに、時間外労働の縮減について、部局ヒアリングなどの取組を継続するとともに、部局の特性を勘案した削減対応策を実施する。

加えて、長期的な人件費抑制のため、新たに見直した昇給制度の運用を開始するとともに、その効果を検証する。

【57】 省エネ機器の導入および運転管理の工夫などの省エネルギー対策等の取組により年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減を推進するほか、医学部附属病院基幹・環境整備を始めとした設備の改修等に際して、省エネ機器の導入等により管理的経費を抑制する。
また、外部の検証機関において毎年度実施する特定温室効果ガスの削減量の検証とあわせて、担当部署においてエネルギー削減量の検証を行うなど着実な省エネを推進する。さらに、平成29年度までに電気設備および機械設備の運転保守管理業務の包括化を完了させる。

- ・ 【57-1】 年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に向け、省エネルギー機器を導入する。さらに、省エネルギーに資する運転管理の部分的な実施による、エネルギー低減量を検証する。
また、外部の検証機関による特定温室効果ガスの削減量の検証とあわせて、担当部署においてエネルギー削減量の検証を行い、省エネの取組の成果・効果を明確にした着実な省エネを推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○資産の運用管理に関する計画

【58】 学内資金の活用状況を調査し、その結果を踏まえ、運用益の増収を図るために運用効率等を向上させるとともに資産の有効活用の検討に基づいて対処する。
また、財産貸付料金について、社会経済情勢等を踏まえた見直しを行うとともに、土地・建物等についても、活用状況等を踏まえ統廃合をはじめ売却も視野に不断の見直しを行う。

- ・ 【58-1】 学内資金の活用状況を調査し、引き続き、運用益の増収に係る検討を行うとともに、運用効率等の向上、資産の有効活用について、運用手法の見直しを必要に応じて行う。
また、財産貸付料金について、社会経済情勢等を踏まえた見直しを行う。
土地・建物等についても、国による資産活用方策等を巡る動向や規制緩和の状況を注視しつつ、保有資産の有効活用について具体策を検討する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○評価の充実及び評価結果の活用に関する計画

【59】 全学的な評価システムの改善充実を行い、自己点検・評価、年度評価、中期目標期間評価および認証評価を適切に実施する。特に、法人評価については、毎年度の評価結果に基づき、期待する取組と改善が必要な取組等に区分し、関連会議および部局に対して、具体的に次年度に求められるアクションプランを提示し取組の推進・改善を促す。

- ・【59-1】 法人評価結果等に基づくさらなる発展・改善の取組を行うとともに、自己点検・評価、年度計画実施状況調査を適切に実施し、また、平成31年度から実施される第3巡目の認証評価に係る情報収集を行う。
法人評価については、平成29年度実績について、各種の根拠データを取り纏め、自己評価を実施のうえ実績報告書の提出を行うほか、平成29年度の評価結果等に基づき、「次年度に期待される取組概要」をアクションプランとして関連会議体及び部局に対して提示する。
さらに、学長が計画の進捗状況に係る総括を行う仕組み（学長総括）について、準備を開始する。
その他、部局を対象とした評価に係る研修等の実施準備を行うなど、評価システムの改善に資する取組を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

○情報発信の推進に関する計画

【60】 特色ある本学の教育・研究・医療等に関する活動についてわかりやすく日本および世界にアピールすることにより、諸活動の社会への還元と本学の知名度の向上に資する広報を行う。活動状況等については各部局および大学全体に情報源を求め、教育・研究・医療・社会貢献・国際化の観点から情報発信データとして整理し、さらに、大学ポートレートに反映させることで内容を充実する。
発信内容については各ステークホルダーのニーズに対応した最適化を行い、発信方法については広報実績を踏まえた有用性と利便性の点検を行った上で広報目的および対象に応じた多様な媒体を利用した、日本語および英語による国際的な情報発信体制を構築する。学内での情報の共有化のための情報発信についても検証により改善策を推進する。

- ・【60-1】 本学の教育・研究・医療等に関する活動について、広報部を中心として、広報誌やホームページ等を通じて発信する。特に、プレスリリースについては、件数を平成27年度比で30%増加させるなど、積極的な情報発信を行う。
また、教育・研究・医療・社会貢献・国際化に関する学内の活動状況等について情報収集を行うとともに、情報発信データとして整理し、大学ポートレートへの反映やホームページ、広報誌等によるアウトリーチ活動を実施する。
さらに、本学への取材申込みの動向及び大学関連の新聞掲載記事の傾向等を分析し、ステークホルダーのニーズ動向に係る調査を継続する。
特に、国際的な情報発信については、当該調査結果や広報実績を踏まえた有用性等も検証することで、英語による広報誌・国際研究情報配信媒体・SNS等を利用し、各ステークホルダーのニーズに対応した発信を推進する。
その他、アンケート等による検証に基づき、学内での情報の共有化のため改善した情報発信策を推進する。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

○施設等の有効活用の推進に関する計画

【61】 施設点検評価を実施し、施設利用状況を検証したうえで、学長が有効活用について戦略的に発案できる体制を構築し、共用スペースの拡充、再配分等を行い、既存施設を有効に活用する。
また、施設パトロール等により既存施設・設備の状況を的確に把握し、その結果を踏まえ、長期修繕計画を見直し、計画的な修繕により、施設の維持保全を推進する。
その他、高額な大型研究設備等について、学内共同教育研究施設等への集約化を行い、全学的に利活用できる設備として効率的かつ効果的に運用する。

- ・【61-1】 引き続き施設点検評価を実施し、施設利用状況の検証や使用面積の分析を行ったうえで、学長裁量スペースの確保、共用スペースの拡充、再配分等を行うことにより、既存施設を有効に活用する。
加えて、学長が施設有効活用について戦略的に発案できる体制について引き続き検討を行い、体制構築の準備を行う。
また、引き続き施設パトロール等により既存施設・設備の状況を把握し、その結果に基づき、維持保全に必要な修繕費用を算出するとともに、長期修繕計画を見直し、優先度の高いものから改修等整備を行う。
さらに、施設の維持管理及び改修等整備に係る費用を継続的に確保するためのスキームを構築する。
その他、引き続き学内に点在する共同利用が可能な機器・試料・施設等のリソースを集約し、データベース構築をすることで、研究機器・研究試料・研究施設等の学内共用の拡充及びリサーチコアセンターの計画的な整備と安定的な維持管理に係る検討を継続する。

○施設等の整備に関する計画

【62】 既存の施設整備長期計画を、学長のリーダーシップのもと、大学の戦略構想やアカデミックプランに則したキャンパスマスタープランへと拡充するとともに、当該プランに基づいたアクションプランを策定し、実現に向けた取組を行う。
また、附属病院についても第三期中期目標期間中に附属病院の機能強化を推進するための施設改修整備を検討する。

- ・【62-1】 キャンパスマスタープランに基づいたアクションプランに沿って、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の策定を進める。
医学部附属病院においては、医学部附属病院の機能強化のための再整備計画の検討を進める。
歯学部附属病院においては、歯学部附属病院の機能強化のための歯科棟南再整備を実施する。また、歯科棟北再整備計画の検討を進める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○安全管理・危機管理に関する計画

【63】 平成29年度までに、既存の安全管理・危機管理体制を検証し、体制の見直しや強化を推進する。平成30年度からは更なる充実に向けた取組について実施または実施準備を進めるとともに、平成33年度までには各取組について再検証を行うことにより、安全管理体制を強化する。特に、両附属病院においては、病院長のガバナンスの下、事業継続計画（Business continuity planning）を策定し、大規模災害等を想定したシミュレーション等を連携して行う。

また、ガイドライン・マニュアル等についても、様々な状況を想定し、改訂・作成作業を進め周知徹底するほか、研修については、役員および教職員に対し職種・職階別に段階的に実施する。その他、安全管理・危機管理に関連した大学間連携について、企画・検討を行い、平成33年度までに危機管理に関する情報共有体制の構築等に係る取組を実施する。

・ 【63-1】 安全管理・危機管理体制について、前年度までの安全管理・危機管理体制の見直し検討結果や他大学等における体制等を参考に、さらなる充実に向けた取組について、実施又は実施準備を進めるとともに改善点等の再検証を行う。

学生に係る対応として、安全管理に関わるマニュアル等について、前年度実施した効果等の検証を踏まえた見直しについて検討を行うほか、マニュアル以外についても、引き続き危機管理体制の検証及び強化を行う。

また、附属病院においては、事業継続計画の策定を進めるとともに、安全管理・危機管理体制の見直し・検証を継続し、前年度実施した全体訓練について、効果等の検証を行う。さらに、両附属病院連携の大規模災害を想定した防災訓練を実施する。

加えて、労働安全衛生管理及び化学物質の適正管理を含む環境保全について、点検・整備を行うとともに、研修による教育を継続する。

その他、平成33年度までに危機管理に関する情報共有体制の構築等に係る取組を実施することを念頭に、安全管理・危機管理に関連した他大学との大学間連携について、検討を行う。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

○法令遵守に関する計画

【64】 法令遵守に係る全学的なガイドラインを策定し、現行の各委員会等の組織体系および法令等に基づく適正な法人運営・組織の管理責任を明確にするとともに、法令遵守に係る各種取組について、既存の取組の検証を行うなどさらに充実させる。

内部監査体制を強化し、定期的な検証および啓発を行うとともに、研修等の拡充や年度途中の採用者についての受講方法等を検討のうえ確実に受講させるなどの取組を行い、学生を含め大学構成員全体に法令遵守を周知徹底する。

- ・ 【64-1】 法令遵守に係る全学的なガイドライン策定のため、他大学の制定状況及び学内での個別のコンプライアンス事項等の調査・分析等を更に推進するとともに、当該調査・分析結果等を活用して、全学的なガイドライン策定作業をはじめとした法令順守に関する取組を強化する。

また、内部監査体制の強化については、引き続き全学的なコンプライアンス（法令等の遵守）に関する体制（全学的なガイドライン、推進体制等）の整備・運用状況を監査する。

さらに、引き続き法令等違反リスクに関する定期的な情報交換等により、各監査部門（監事及び会計監査人）、研究活動不正防止計画・推進部署、コンプライアンス・内部統制を推進する部署との連携を強化する。

その他、引き続き大学構成員を対象とした種々のコンプライアンス遵守のための研修会を実施する。

○研究不正等に対する防止策に関する計画

【65】 不正防止計画・推進委員会の機能を強化し、月1回の定例開催によってコンプライアンス推進責任者から報告を求め、研究不正防止に係る各種取組について検証を行うとともに、種々のコンプライアンス遵守のための研修会への出席を学生を含め研究に携わる大学構成員全体に義務付け、受講票による管理を行う。

また、不正防止計画・推進委員会の下に、病院長を委員長とした臨床研究監視委員会を設置し、医師主導型臨床研究について、全学レベル、病院レベルのダブルチェックを行う体制を整備する。

- ・ 【65-1】 不正防止計画・推進委員会の定例開催を継続し、コンプライアンス推進責任者との連携のもと、研究不正防止に向けた取組の検証結果を活用した充実策を引き続き検討・実施するとともに、医師主導型臨床研究の実施に向けて、臨床研究監視委員会等を活用した不正防止体制強化の仕組みを運用する。

また、生命倫理研究センターとの連携による臨床研究関連教育体制の強化及び透明化を引き続き推進する。

さらに、研究倫理等の研修会・講習会等についても、引き続き出席を義務付ける仕組みや、未受講者へのDVD補習を徹底することにより、学生や年度途中の採用者等を含めて全ての受講対象者に確実に受講させる取組を推進する。加えて、前年度特定臨床研究実施者に対して実施した研修を全研究者を対象として実施する。

○情報セキュリティに関する計画

【66】 個人情報漏洩の防止を含む情報セキュリティに係るソフト面、ハード面の各種取組について、定期的な検証を行うとともに、研修等の既存の取組を充実させ、個人情報に携わる学生・教職員への法令遵守を徹底させる。特に、情報セキュリティに係るガイドラインについては、見直しのうえ、適宜、事例に対する対応方法を追加するとともに、組織の管理責任の明確化等の内容を充実させる改訂を行う。

- ・【66-1】 情報セキュリティ対策基本計画に基づき、平成29年度からの取組に引き続き、情報セキュリティ教育・訓練や啓発活動の実施を継続する。また、CSIRT活動のさらなる充実に向けた振り返りを行うとともに、平成29年度に改定、新規作成した規則及びガイドライン等に対して、適宜見直しを行うなど、情報セキュリティ強化に向けた取組を継続する。
また、前年度までに実施したセキュリティ方法や理解度向上策等を分析し、さらなる向上策を検討する。
その他、全学的な個人情報保護研修を年1回以上開催し、教職員・学生へ個人情報取扱いに関する重要性の理解を深めるさせるほか、初任職員及び個人情報取扱担当者等へe-learningシステムを受講させる取組を継続し、さらなるスキルアップを図る。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 3,309,700千円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定されるため。

VIII 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

予定していない。

2. 重要な財産を担保に供する計画

医学部附属病院及び歯学部附属病院における施設の整備に必要な経費の長期借り入れに伴い、本学の敷地及び附属病院の建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、「教育研究の質の向上及び組織運営の改善」に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位:百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
【施設整備費補助金】 ・(湯島)基幹・環境整備(RI施設) ・(医・歯病)歯科棟南等改修 【長期借入金】 ・(医・歯病)歯科棟南等改修 【(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金】 ・小規模改修	649	施設整備費補助金(130) 長期借入金(487) (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金(32)

注1) 百万円未満切捨てにより表示している。

注2) 金額は見込みであり、上記の他業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

・人件費の増加を抑えつつ、長期的な人件費を管理するため、領域単位での人員配置方法及び現員数に上限を設定(キャップ)した人員管理方法の運用結果を踏まえ、更なる効率的な運用を見据えた人員管理制度について検討を行う。

さらに、複数財源による雇用についての事務処理を効率化するシステムの導入を具体的に進めるなど、情報システムを活用した人事管理を推進する。

その他、現行の人事・給与制度のさらなる検証を進め、インセンティブの強化策及び人件費の抑制方策・削減方策等を検討するとともに、人件費の削減により生じる資源の再配分等を実施する。

・学長のリーダーシップの下、混合給与制度の拡充を含めた人事給与システムの改修など、柔軟で多様な人事制度の構築・拡充に向けた取組を実施し、年俸制教員の全教員に占める割合を前年度実績から向上させる。

女性登用についても、女性教員の全教員に占める割合を平成31年度までに27%とすることを念頭に、休職・休暇制度の整備を引き続き進める。また、既存の休暇制度等を有効に活用することができるよう、管理職員をはじめ教職員への当該制度の周知を行う。

また、評価制度について継続的に見直しを行うとともに、国際通用性を見据えた人事評価制度を導入する。

その他、大学情報連携システム(大学IRシステム)のデータを活用し、実績をより適切に職員処遇に反映できる運用体制の改革を進める。

(参考1) 平成30年度の常勤職員数1,712人
また、任期付職員数の見込みを746人とする。

(参考2) 期間中の人件費総額見込み23,249百万円

(別紙)予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成30年度予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	13,867
施設整備費補助金	130
補助金等収入	870
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	32
自己収入	38,259
授業料、入学金及び検定料収入	1,635
附属病院収入	36,026
財産処分収入	0
雑収入	597
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	5,069
引当金取崩	0
長期借入金収入	487
目的積立金取崩	0
計	58,717
支出	
業務費	51,067
教育研究経費	13,088
診療経費	37,979
施設整備費	650
補助金等	870
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	5,069
長期借入金償還金	2,411
計	60,070

注) 百万円未満切捨てにより表示している。

[主な増減要因]

(附属病院収入の増)

○基本診療料等の上昇及び病床稼働率増加による増収(389百万円)

(業務費の増)

○定期昇給・本給表改定・保険料率の引き上げ及び賞与制度の変更等による人件費の増加(1,109百万円)

(診療経費の増)

○医薬品・材料費の増及び設備更新費等に伴う診療経費の増加(672百万円)

[人件費の見積り]

期間中総額 23,249百万円を支出する。(退職手当は除く)

※「運営費交付金」のうち、当年度当初予算額13,322百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額545百万円

※「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額130百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額0百万円

2. 収支計画

平成30年度収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	58,253
業務費	53,889
教育研究経費	5,273
診療経費	19,698
受託研究費等	3,552
役員人件費	167
教員人件費	8,691
職員人件費	16,506
一般管理費	1,032
財務費用	183
雑損	-
減価償却費	3,148
臨時損失	-
収益の部	
經常収益	59,028
運営費交付金収益	13,746
授業料収益	1,399
入学金収益	196
検定料収益	40
附属病院収益	36,198
受託研究等収益	3,552
補助金等収益	527
寄附金収益	1,046
施設費収益	-
財務収益	-
雑益	1,273
資産見返運営費交付金等戻入	363
資産見返補助金等戻入	419
資産見返寄附金戻入	245
資産見返物品受贈額戻入	19
臨時利益	-
純利益	775
目的積立金取崩益	-
総利益	775

注) 百万円未満切捨てにより表示している。

3. 資金計画

平成30年度資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	70,523
業務活動による支出	54,344
投資活動による支出	1,882
財務活動による支出	3,668
翌年度への繰越金	10,627
資金収入	70,536
業務活動による収入	57,469
運営費交付金による収入	13,270
授業料、入学金及び検定料による収入	1,635
附属病院収入	36,026
受託研究等収入	3,552
補助金等収入	870
寄附金収入	1,076
その他の収入	1,037
投資活動による収入	162
施設費による収入	162
その他の収入	-
財務活動による収入	487
前年度よりの繰越金	12,415

注) 百万円未満切捨てにより表示している。

(別表)学部の学科、研究科の専攻等

医学部	医学科	631人	(うち医師養成に係る分野631人)
	保健衛生学科	360人	
歯学部	歯学科	318人	(うち歯科医師養成に係る分野318人)
	口腔保健学科	155人	
医歯学総合研究科	医歯理工学専攻 (H29募集停止)	105人	(うち修士課程105人)
	医歯理工保健学専攻	131人	(うち修士課程131人)
	医歯学系専攻 (H29募集停止)	551人	(うち博士課程551人)
	医歯学専攻	181人	(うち博士課程181人)
	東京医科歯科大学・チリ大学 国際連携医学系	9人	(うち博士課程9人)
	東京医科歯科大学・チュラロン コーン大学国際連携歯学系	9人	(うち博士課程9人)
	生命理工学系専攻 (H29募集停止)	50人	(うち博士課程50人)
	生命理工医療科学専攻	25人	(うち博士課程50人)
	口腔機能再構築学系専攻 (H23募集停止)	0人	(うち博士課程0人)
	顎顔面頸部機能再建学系専攻 (H23募集停止)	0人	(うち博士課程0人)
	生体支持組織学系専攻 (H23募集停止)	0人	(うち博士課程0人)
	環境社会医歯学系専攻 (H23募集停止)	0人	(うち博士課程0人)
	老化制御学系専攻 (H23募集停止)	0人	(うち博士課程0人)
	全人的医療開発学系専攻 (H23募集停止)	0人	(うち博士課程0人)
	認知行動医学系専攻 (H23募集停止)	0人	(うち博士課程0人)
	生体環境応答学系専攻 (H23募集停止)	0人	(うち博士課程0人)
	器官システム制御学系専攻 (H23募集停止)	0人	(うち博士課程0人)
先端医療開発学系専攻 (H23募集停止)	0人	(うち博士課程0人)	
保健衛生学研究科	看護先進科学専攻	65人	(うち博士課程65人)
	共同災害看護学専攻	10人	(うち博士課程10人)
	総合保健看護学専攻 (H27募集停止)	0人	(うち博士課程0人)
	生体検査科学専攻 (H29募集停止)	24人	(うち修士課程12人 博士課程12人)